

令和3年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番（フリーダイヤル 0120-492574〈ショクジコナシ〉）を設置しています。

令和3年度の受付状況をお知らせします。

1 受付状況

(1) 情報提供件数

14件（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

食品分類					
食肉卵	水産物	野菜・米果物	加工品	その他	合計
0	0	5	9	0	14

情報区分					
表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	合計
7	0	1	0	6	14

関係法による分類				
食品表示法	食品衛生法	景品表示法	その他	合計
7	3	2	2	14

結果		
調査		他県等への情報回付
指導あり	指導なし	
2	11	1

2 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
対面販売の菓子に、賞味期限や添加物が表示されていない。	相談者へ、以下のように説明しました。 対面販売等で、注文に応じて容器包装に入れる食品（ショーケースに陳列して販売され、客が選んでから箱に入れるケーキなど）には食品表示の義務がありません。必要な情報は注文時にお店の人に確認しましょう。
原材料に「小麦粉（国内製造）」と表示された食品を最近よく見かける。「国内製造」とはどういう意味か。	相談者へ、以下のように説明しました。 H29年度に食品表示基準が改正され、国内で製造された加工食品には、一番多い原材料の産地・製造地が表示されることになりました。 「小麦粉（国内製造）」とは、小麦の産地にかかわらず、国内で製造された小麦粉であることを示します。 「小麦粉（小麦（国産）」と表示されていた場合は、国産小麦を原料とした小麦粉であることを示します。